諮問番号：令和２年度諮問第２９号

答申番号：令和２年度答申第３８号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

○○○長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して令和元年６月１２日付けで行った児童手当法（昭和４６年法律第７３号。以下「法」という。）に基づく児童手当支給事由消滅処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

（１）審査請求人の子どもたちは審査請求人の夫（以下「夫」という。）の扶養に入っているが、審査請求人に処分庁から児童手当が支給されていた。

審査請求人は、平成３１年４月１日付けで○○○○の公務員となる予定であったため、事前に同年３月頃、処分庁へ出向き、「公務員になると職場から児童手当が支給されると聞いたが、どのようにすれば良いのか」と相談に行った。すると、詳しく審査請求人の背景などを聞かれることなく、また、手続方法を説明されることなく、「公務員となると職場から児童手当が出るため職場から発行される辞令を持ってくるように」と言われた。そして、同年４月か５月に職場から発行された訓示（辞令）を持ち処分庁に出向いた際も「審査請求人の方で児童手当が出るのか」と尋ねたが、パソコンで夫の収入と審査請求人の収入を見られ、「審査請求人の方から児童手当が出る」と言われた。

（２）職場である○○○○では、子どもの扶養者は夫であるため児童手当の説明はなく、令和元年６月、職場から同僚に児童手当の書類が配られたが審査請求人には書類が届かなかったことから職場に確認すると、審査請求人には児童手当が支給されない状況であることが発覚した。

（３）処分庁が児童手当を受けるための条件や扶養は誰であるのかなどの確認を怠り、窓口でいい加減な発言をしたことにより、子どもを健全に育てていくための生活費の一部である児童手当が支給されない状況を作られてしまった。生活にとても困窮している状況である。

現在は、早急に夫が処分庁に児童手当受給の申請をしているが、支給されない空白の期間を作られてしまったことは、処分庁の不当な対応であると認識している。

２　審査庁

　本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）審査請求人は、令和元年５月８日、公務員になったため受給事由が消滅したとして「児童手当・特例給付受給事由消滅届」を処分庁に提出し、これを受けて処分庁が本件処分を行ったことが認められる。

したがって、本件処分は、法令の規定及び通知等に従い適正になされたものであり、違法又は不当な点は存在しない。

（２）審査請求人は、処分庁から公務員になった場合の児童手当の受給手続を説明されることなく、処分庁が児童手当を受けるための条件や扶養等の確認を怠り、処分庁の窓口でのいい加減な発言により児童手当が支給されない状況を作られ、早急に夫が処分庁に児童手当受給の申請をしているが、支給されない空白の期間を作られてしまった旨を主張する。

これらの主張に関し、審査請求人が処分庁から説明を受けたと述べている内容を見ると、「公務員となると職場から児童手当が出るため職場から発行される辞令を持ってくるように」、また、「審査請求人の方から児童手当が出る」とある。

まず、処分庁から公務員になった場合の児童手当の受給手続を説明されなかったという点について、処分庁は上述のとおり「公務員となると職場から児童手当が出る」と伝えており、審査請求人も公務員の児童手当は勤務先（所属庁）から支給されることを認識していたことが認められるのであって、詳細な手続については審査請求人から勤務先に問い合わせるべきであり、処分庁の対応に不当な点はない。

次に、処分庁が児童手当を受けるための条件や扶養等の確認を怠り、いい加減な発言をしたという点について、令和元年５月８日に審査請求人が受給事由消滅届を提出するため処分庁に出向いた際、処分庁は平成２９年の所得を確認し上述のとおり「審査請求人の方から児童手当が出る」と説明しており、この時点では、審査請求人が法第４条第３項に規定されている「当該児童の生計を維持する程度の高い者」であって児童手当の受給者であり、妥当な説明である。

そして、早急に夫が処分庁に児童手当受給の申請をしているが、支給されない空白の期間を作られてしまったという点について、処分庁は平成３１年４月１日に審査請求人の支給事由が消滅したとして、前記（１）のとおり適正に本件処分を行っており、審査請求人に平成３１年度の現況届の提出を案内する責務はなく、また、夫が児童手当の支給要件に該当することになったとしても、法第７条第１項の規定により、本人から申請しなければならないこととなっており、処分庁の対応に違法又は不当な点はない。

（３）他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

令和３年１月２１日　　諮問書の受領

令和３年１月２５日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

主張書面等の提出期限：２月８日

口頭意見陳述申立期限：２月８日

令和３年２月２５日　　第１回審議

令和３年３月３０日　　第２回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第４条第１項は、「児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。」と規定し、第１号で、「次のイ又はロに掲げる児童（以下「支給要件児童」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母（中略）であつて、日本国内に住所（中略）を有するもの」と、同号イで、「１５歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある児童（施設入所等児童を除く。以下この章及び附則第２条第２項において「中学校修了前の児童」という。）」と、同号ロで「中学校修了前の児童を含む２人以上の児童（施設入所等児童を除く。）」と掲げ、同条第３項は、「第１項第１号又は第２号の場合において、父及び母（中略）のうちいずれか２以上の者が当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父若しくは母（中略）のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。」と規定している。

（２）法第７条第１項は、「児童手当の支給要件に該当する者（第４条第１項第１号から第３号までに係るものに限る。以下「一般受給資格者」という。）は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、内閣府令で定めるところにより、住所地（中略）の市町村長（中略）の認定を受けなければならない。」と規定している。

（３）法第８条第１項は、「市町村長は、前条の認定をした一般受給資格者及び施設等受給資格者（以下「受給資格者」という。）に対し、児童手当を支給する。」と規定し、同条第２項は、「児童手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、児童手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。」と規定している。

（４）法第１７条は、「次の表の上欄に掲げる者（以下「公務員」という。）である一般受給資格者についてこの章の規定を適用する場合においては、第７条第１項中「住所地（中略）の市町村長（中略）」とあり、第８条第１項及び第１４条第１項中「市町村長」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。」と規定し、次のとおり表を定めている。

|  |  |
| --- | --- |
| （略） | （略） |
| 二　常時勤務に服することを要する地方公務員その他政令で定める地方公務員（後略） | 当該地方公務員の所属する都道府県若しくは市町村の長又はその委任を受けた者（後略） |

（５）児童手当法施行規則（昭和４６年厚生省令第３３号。以下「規則」という。）第４条第１項は、「一般受給者は、毎年６月１日から同月３０日までの間に、その年の６月１日における状況を記載した様式第６号による届書を市町村長に提出しなければならない。」と規定している。

（６）規則第７条第１項は、「一般受給者は、児童手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、速やかに、様式第１０号による届書を市町村長に提出しなければならない。（後略）」と規定している。

（７）児童手当法の一部を改正する法律等の施行について（平成２４年３月３１日雇児発０３３１第１号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。）の第２の３（５）は、「法第８条第２項等の「児童手当を支給すべき事由が消滅した」とは、法第４条に規定する支給要件に該当しなくなった場合のほか、他の市町村の区域内に住所を変更した場合及び被用者又は被用者等でない者が公務員になった場合も含まれるものであること。」と記している。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

（１）審査請求人は、処分庁から児童手当を受給していたところ、平成３１年４月１日から○○○○の公務員になったため、受給資格が消滅したとして、令和元年５月８日付けで、「児童手当・特例給付　受給事由消滅届」を処分庁に提出した。

（２）処分庁は、前記（１）の届出を受け、令和元年６月１２日付けで、本件処分を行った。本件処分の通知書には、消滅した日が「平成３１年４月１日」、消滅の理由が「公務員となったため。」と記載されている。

（３）令和元年７月１日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

（４）審査庁によれば、令和元年７月分から夫が児童手当を受給しているが、審査請求人夫婦は令和元年５月分及び同年６月分を受給できていない。

３　判断

（１）審査請求人は、処分庁から公務員になった場合の児童手当の受給手続を説明されることなく、処分庁が児童手当を受けるための条件や扶養等の確認を怠り、処分庁の窓口でのいい加減な説明により児童手当が支給されない状況を作られ、早急に夫が処分庁に児童手当受給の申請をしているが、支給されない期間が生じたと主張する。

また、審査請求人は、処分庁が「公務員となると職場から児童手当が出るため職場から発行される辞令を持ってくるように」、また、「審査請求人の方から児童手当が出る」と説明したと主張する。

（２）まず、処分庁から公務員になった場合の児童手当の受給手続を説明されなかったという点については、この場合に処分庁から公務員になった者に対する認定申請の手続の説明に関する法令の規定はない。

そして、処分庁は通常の窓口業務においては、受給者が公務員になる場合、所属庁（勤務先）より支給となるため、詳しくは所属庁（勤務先）で申請方法を確認してもらうよう案内していることが認められる。また、それにともない、処分庁の児童手当は消滅となることから、重複支給を避けるため、公務員に任用された日付が分かる書類を持参するよう伝えており、審査請求人も公務員の児童手当は勤務先（所属庁）から支給されることを認識していたことが認められるのであって、詳細な手続については審査請求人から勤務先に問い合わせるべきであり、処分庁の対応に違法又は不当な点はない。

（３）次に、処分庁が児童手当を受けるための条件や扶養等の確認を怠り、いい加減な説明をしたという点について、令和元年５月８日に審査請求人が受給事由消滅届を提出するため処分庁に出向いた際に、処分庁は平成２９年の所得を確認し、平成２９年の所得が夫より高い審査請求人が児童手当の受給者となると説明している。この時点において、審査請求人が法第４条第３項に規定されている「当該児童の生計を維持する程度の高い者」であって児童手当の受給者であり、処分庁の説明は適正である。

そして、支給されない期間が生じたことについては、処分庁は、審査請求人が公務員になったことから、平成３１年４月１日付けで本件処分をしているものである。処分庁は、平成３０年の所得が審査請求人より夫のほうが高く、令和元年６月分以降の児童手当受給者が夫に変更になることで処分庁への申請が必要となることは、審査請求人からの申出がない限り知ることができないことが認められる。すなわち、処分庁には、審査請求人の勤務予定先での児童手当の支給条件や扶養等の確認をする個別具体的な義務があるとは言えない。

（４）以上述べたところにより、令和元年５月８日に児童手当の受給事由消滅届が処分庁に提出された後、処分庁には審査請求人に対して平成３１年度の現況届の提出を案内する義務も認められない。

（５）したがって、処分庁の義務違反をいう審査請求の主張はいずれも失当であって、その余の点について判断するまでもなく、本件処分が違法又は不当なものとは認められない。

（６）以上のことから、本件処分は、前記１の法令等の定めに従い行われたものであり、違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

**第６　付言**

児童手当の支給の目的は、児童の家庭等における生活の安定の寄与と次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することにあるのであって（法第１条）、法第１７条により、公務員についての従来の社会保障制度の例、実務上の便宜等を考慮した実際的、技術的な理由から、公務員の児童手当の認定及び支給に特例が設けられている以上、かかる特例の存在及び内容についての周知徹底は、上記目的のため、処分庁及び関係行政機関に求められる一般的な責務であるというのが相当である。

そして、そのような周知は、公務員の任用又は採用、異動、職種、所属する組織の規模や配置の実情等に応じて、認定請求に漏れが生じるといった事態を防ぐための実効性を有するものであることが求められる。処分庁及び関係行政機関においては、この点を十分に踏まえた上で、認定請求に係る周知の徹底のため、その時期、方法、内容等につき、更に工夫、充実を図られたい。

大阪府行政不服審査会第２部会

委員（部会長）針原　祥次

委員　　　　　衣笠　葉子

委員　　　　　野田　崇